



「女性」が担った震災支援活動の意義と可能性：
個別の要望に対応した物資支援に着目して

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀, 久美 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004817

投稿論文

「女性」が担った震災支援活動の意義と可能性
——個別の要望に対応した物資支援に着目して——

堀 久美

はじめに

2011年3月11日、三陸沖を震源地とする大規模な地震が発生し、東北地方の太平洋岸を巨大な津波が襲った。このような自然災害が起きた際、性別役割分担の強化による女性の労働負担の増加や女性への暴力増加、公的な復興の場からの女性の排除等、性別により異なる影響が生じる（池田2010：4-5）。日本では、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害時に女性が直面する困難に対応しうる防災・復興政策の必要性が訴えられ、2000年代に国の防災計画等に「男女共同参画」や「女性の視点」の文言が盛り込まれた後も、実効性が低いことが指摘されていた。東日本大震災時にも、女性は困難に直面した。その後、国や地方自治体等は「男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する」こととし、「男女別ニーズに配慮した備蓄品の準備」や避難所での女性用物干し場の設置、女性用品の女性による配布等の取組をあげる¹。しかしこれらの取組では、女性の困難を解決す

¹ 内閣府男女共同参画局が2011年11月～翌年3月に国の機関、地方公共団体関係部局、関係団体等を対象に実施した調査（質問紙の配布2470件、回収1072件、有効回収率43.4%、インタビュー調査77件）で、復興に向けての重要な支援として「男女別ニーズに配慮した備蓄品の準備」が43.1%（複数回答）で「孤立防止」に次ぎ2番目となった（内閣府2012：16）。さらに2012年11月の被災地方公共団体を対象とする取組状況調査（質問紙の回収数9県141市町村、有効回収率80.2%）でも、防災・復興におけるジェンダー課題として「男女別ニーズに配慮した備蓄物資の見直し」が47.3%（複数回答）で「女性の参画拡大」に次ぎ2番目である（内閣府2013a：52）。また2011年12月の国の「防災基本計画」の改正では、地方公共団体は避難所運営において「男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮」し、「特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める」ことが盛り込まれた。

るには不十分だ。欠けているのはどのような取組なのか。災害時の女性支援において、「女性のニーズ」はどのように捉えられるべきなのだろうか。

東日本大震災では、政策の不備を民間団体の支援活動が補った。支援活動では「物資の手配と配布」が圧倒的に多く、個別に要望を聞いて下着や化粧品等を届ける活動もあった（内閣府男女共同参画局（以下、内閣府と略す）2012：17、東日本大震災女性支援ネットワーク 2012：22）。これらの団体が、個別の要望に対応する支援活動を行ったのは何故だろう。活動の実態と意義から、必要とされる災害対応のあり方が示唆されるのではないか。本稿は、東日本大震災後の支援活動のうち個別の要望に対応した物資支援に着目して、ニーズをもつ存在として女性を捉えた支援という観点から、支援活動の意義と可能性を明らかにすることを目的とする。公共論では、「ニーズ」は公共的な対応を権利として要求し得るものであり、先述の「男女のニーズ」等で用いられるニーズより厳密な定義をもつ。本稿では、ニーズ概念そのものの検討を含め論じていくが、とくに断りなくニーズを用いる場合は行政等と同様の広い意味で捉えている。また行政や関係団体では、ジェンダーに関わる取組を男女共同参画という語で表しており、本稿においても用いることがある。「女性」という表記は、私的領域におけるケアの担い手として社会的に位置づけられた理念的な存在として検討する際に用いる。分析には、支援者による活動報告と支援者を対象に独自に実施したインタビュー調査の結果を用いる。

本稿の構成は次の通りである。第1章で震災支援をテーマとする先行研究から、東日本大震災時の女性のニーズに対する支援活動の意義について検討する。第2章では「個別に要望を聞いて届ける」物資支援活動を行った女性による活動報告と彼女たちを対象に独自に実施したインタビュー調査の結果から活動の実態を概観し、第3章で彼女たちの発言に基づいて活動の意義を明らかにする。そのうえで第4章で「女性」の活動の可能性を考察する。

1. 先行研究にみる震災支援の状況

日本における震災時の支援活動については、阪神・淡路大震災時のボランティアの活躍に注目し、その後提唱されるNPO（非営利組織）や「新しい公共」の観点からの研究が行われている。公平性に拘泥する余り迅速な物資配布ができない行政に代わり、ボランティアやNPOは一人ひとりの固有の思いや生に柔軟・迅速に応える支援ができるという（仁平 2012：99）。「新しい公共」とは、震災支援に限らず、特定の問題に関心を持ち目的を共有する人々が自発的に活動して創り出す複層的な公共であり（内閣府 2004：154）、その原点に「ボランティア元年」と呼ばれる阪神・淡路大震災がある。東日本大震災においては、発災時に政権の座にあった民主党が「新しい公共」を政策的支柱の一つとしており、被災地支援のボランティア・NPOを支える制度的枠組を構築した。先述の内閣府調査が民間団体の活動を評価するのも、このような政策的背景があったからだろう。

しかしNPOによる支援に問題がなかったわけではない。仁平は、問題の背景に行政の機能不全やNPOの財政基盤の弱さという要因だけでなく、政府の縮小を志向するネオリベリズムがあったことを指摘し、「生の固有性に寄り添う」ボランティアは、弱い立場の人の問題解決に個別に取り組むとともに政府や自治体に働きかけるべきだと述べる（仁平 2012：114）。この指摘は、女性への支援活動においても重要だと考えられるが、仁平がここで事例とするのは身体障害者や高齢者であり、求められているのはユニバーサルに開かれた「福祉社会」であって、ジェンダー平等についての問題提起は見られない。

物資支援に関しても、「新しい公共」の観点から官民連携の事例が報告される。ここでも行政の「公平性の原則」により柔軟に対応できない部分をNPOが代わって迅速に対応したこと、具体的には、ニーズ調査により物流や情報等のコーディネート機能を担ったことや、発災後1か月余りの「おむつや粉ミルク、耳かきといった日用品の細かなニーズ」への対応が委ねられたこと、個人が物資を車で取りに来るようになったため自分の必要な物を選んで持ち帰るシステムを設けたこと等が報告されている（野坂

2014: 343)。しかし日用品を必要とし、物資を取りに来た個人の性別は明らかではなく、女性のニーズに対する物資支援としての状況を知ることはできない。

もちろん、災害時に女性が直面する困難を想定した支援がなかったわけではない。東日本大震災女性支援ネットワークの調査チーム²の一員であった池田は、女性支援を行う民間団体等による支援活動のかなりの部分が、避難所施設の生活環境と女性への物資供給の改善に集中したこと、それにも関わらず、支援開始から2、3か月後でも改善されなかった場所が見られたことを報告する（池田 2012b: 29）。この研究では、被災地では女性たちの発言権が小さく、女性のニーズ把握に工夫を要したこと（同:29）や、女性の視点を反映した支援を行うための制度上の仕組みが実質的になかったこと（同: 9）が指摘される。

ところで、支援活動における「女性のニーズ」「女性の視点」とはどのようなものだろうか。東日本大震災後に、リップクリームとおりものシートを持って、被災地の「お見舞訪問」を行った浅野は、「女性のニーズ」を①被災者の人権・尊厳・健康へのニーズ³、②乳幼児や高齢者などケアを必要とする「生活弱者」のニーズの内包、③生活の質を向上させる「生活者」のニーズの3点に整理し、女性のニーズは重要であるにも関わらず、その意見が政策や意思決定に反映されなかったことを指摘する。②については、「女性の生き方のなかにある、他者である『生活弱者』のニーズをみずからのニーズとしてとらえることのできるあり方、ケアする側とケアされる側のニーズを併せもつあり方の体現」と捉え、「女性の視点」は、さまざまな弱者の視点を併せもつ普遍的な視点だと述べる（浅野 2016: 27-33）。板倉は、原発や安保法制に対して活動する女性たちを取り上げ、

² 2011年6月～2012年6月に、被災3県や首都圏で支援を行った団体・個人を対象に40事例、50名へのインタビュー調査を実施。

³ 健康へのニーズに関しては、本稿の射程を超えるため、以下のような研究や事例報告があることを紹介するに留める。「ニーズの多様性」から支援・ケアを考察した板倉の研究では、健康維持に不可欠な衛生用品やホルモン剤、低用量ピル等の保健医薬品等が不足したことが報告され、保健師が災害支援の実践可能性をもつものと位置づけられる（板倉 2013: 19-24）。女性の健康問題に対しては、助産師・看護師等が支援活動を行った事例が報告されている（加藤他 2014、福島 2012）。

リスクをたとえば「母親」という自らの社会的属性へと戦略的に結び付けて定義する社会的行為抜きには、リスクが問題化されたり対処されるべき対象にならないことを指摘する（板倉 2016：117）。そして災害やリスク対処の実践に採りいられる「女性の視点」という言葉に、社会的に脆弱な人びとを日常的にケアするケア提供者としての視点という意味を含み込むことは、母性や女性らしさの観念を強化するかたちで、規範的に、女性の行為ないし活動を意味づけてしまうという「意図せざる結果」を呼び込むこともあるが、「支援の糸口を議論するうえでも一つの戦略にはなりうる」と述べる（同：124-125）。浅野や板倉の研究から、女性はケアの受け手である弱者のニーズを内包するニーズをもつ者として捉えられ、ケアの担い手としてのニーズを打ち出すことで女性への支援の必要性が受け入れられる傾向があることがわかる。

一方で、災害の社会学的研究からは、①制度化されてきた慣習、権力配分、資源配分のあり方が女性にとって不利な大状況の下、②開発やグローバル化の進展がその格差を拡大させ、あるいは改善せず、③その結果、女性が男性より「危険な状況」に暮らしていることから、女性の災害脆弱性が高いことが指摘されている（池田 2012a：75）。さらに、竹信は、東日本大震災後に「女性支援」の概念が見過ごされるのは、女性が「無償でケアを提供する存在」として社会的に位置づけられ、被災のときこそ、こうした無償のケアの絞り上げが必要とされるからだと述べ、無償のケアの搾取を野放しにすると、被災した女性は回復できないと指摘する（竹信 2012：95）。池田や竹信の指摘を踏まえると、被災した女性が自分自身のニーズをもつケアの受け手であることへの認識や、その支援が重要であることが推察できる。「女性」が自身のニーズを読み取ろうとするときに、まずは自らがケアする者のニーズを考えてしまうことは指摘されておりだろうが（キテイ 2010：126）、それでもなお、女性が自身としてのニーズをもつことを忘れてはならないだろう。実際には、被災した女性が自分らしく過ごすための支援も行われていたが、女性を自身としてのニーズをもつ者として捉えて論じる研究は乏しい。

ここまで震災支援をテーマとする先行研究から、東日本大震災における

支援の状況を検討してきた。女性はケアの担い手、生活者としてのニーズとともに、女性自身としてのニーズをもつ。しかし「新しい公共」の観点からの先行研究においては、女性のニーズを論じる視点が不足している。「女性のニーズ」を論じる場合も、女性をケアの担い手として弱者のニーズを内包する者として描く傾向があり、自身としてのニーズをもつ者と捉える研究は乏しい。女性をケアの担い手として論じるだけでは、たとえ「男女別ニーズに配慮した備蓄品の準備」が進んだとしても、自身もケアを必要とする存在としての女性のニーズへの対応はなされないままではないだろうか。ケアの担い手としてだけでなく、自身としてのニーズをももつ存在としての女性への支援という観点から、個別の要望に対応する支援活動の意義を検討するには、先行研究では限界があった。

2. 活動報告やインタビュー調査結果からみる活動の実態

個別の要望に対応する活動を行った支援者は、活動報告書において、活動を「男女別のニーズ」への対応と捉えるのではなく、「意思のキャッチボールのできた」「個々」への対応と報告している。「個々」への対応という支援者の立場から活動をみることで、個別の要望に対応する支援活動が、自身としてのニーズをももつ存在としての女性に与えた意義を検討できるのではないだろうか。そこで、活動報告を記した支援者2名に独自のインタビュー調査を実施した。この章では、お二方が記した活動報告やインタビュー調査結果から活動の実態を概観し、そのうえで、次章で活動の意義を検討する。

2.1 調査について

調査に協力してくれた支援者は、Aさん（代表、発災時40歳代、女性）と、Bさん（理事長、発災時70歳代、女性）である。Aさんとは面識がなかったが、Bさんとは以前から親交があった。インタビューでは、①物資支援を行った団体の概要、②物資支援の実態、③インタビュー協力者の支援活動の状況、④実施した物資支援の意義・成果の捉え方、⑤その後の活

動状況、⑥その他を中心に尋ねた。半構造化インタビューのため、質問の順序は話の展開によって異なる。インタビューは1対1の形態で行い、時間は1.5～2時間程度であった。調査時期は、Aさんが2015年9月、Bさんが2014年7月である。

2.2 インタビュー協力者の団体について

Aさんの団体は、東日本大震災の女性被災者支援、災害時における男女共同参画の推進を目的に、震災後の2011年5月に設立されたメンバー5名の任意グループで、沿岸被災地からの避難者を受け入れた地域にある。メンバーはいずれも以前から男女共同参画条例制定の委員活動を通じてジェンダーについての理解を深めており、インタビュー当時はすでに団体としての活動を休止していた。一方、Bさんの団体は、性別に関わりなく、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる地域社会の実現、一人ひとりが大切にされていることが実感でき、安全で安心な暮らしが保障される心豊かな地域社会の実現に寄与すること等を目的に、2004年に設立された数千円～1億円以上の予算規模をもつ特定非営利活動法人で、被災した県の内陸部に拠点をもつ。団体の目的とする方向は同じだが、団体の形態、規模、活動実績は大きく異なっている。

物資支援活動と同時期に、Aさんの団体ではマッサージ等を行う避難所訪問を実施、Bさんの団体では電話と面接による女性相談を実施しており、このような活動を通じて、女性のニーズを把握していた。

2.3 活動報告と調査結果からみる活動の実態

Aさんの団体は、活動報告によると、避難所にいる沿岸被災地からの女性にリクエスト票を配布、回答した276名に、希望やサイズ・年代に合わせた物資を詰め合わせ提供したとのことだ。リクエスト票には、年齢、体型、使用する化粧品のメーカーやアレルギーの有無、肌着のサイズ、生理用品の使用タイプ、避難所で希望するサービス・行事等の記入欄が設けられた。また、仮設住宅の女性へ口紅を贈る際も、希望の色を見本から選んで記入してもらった申込書を配布し、約200人を支援した。「きちんと意思の

キャッチボールができた方とでない」と「一方的な支援では」意味がないという考えにより、リクエスト票や申込書への回答者のみに限定した提供であった。物資支援活動は2011年5月から12月に行われた（須藤 2012：64-90）。

インタビューでは、①市との連携により、企業や財団等への助成申請がスムーズに進んだり、物資の保管場所が探しやすくなったこと、②「私向けにくれた」と受け取ってもらえるよう、支援物資の仕分けを「汗を流してやった」こと、③配布した口紅が「色もちゃんと選んで、ブランドの化粧品」であったことでかなり喜んでもらったこと等が述べられた。

Bさんの団体は、活動報告によると、下着、尿漏れパッド、高齢者用の食べ物、化粧品、布団等、注文された品を被災者に届けたとのことだ。2011年4月から12月に、額にして900万円程度の物資が支援された。被災者が電話で注文した品を届ける仕組みは、乳児や高齢者を抱えた人たちが避難所で暮らせず、そのため物資がもらえなかったり、避難所によって物資の入り方に差があるという被災地の状況を見て考えられた。「基準どおりでない人たちが非常に困る」、「1週間から長くても2週間、その間にニーズが満たされないと役に立たない」という状況のなか、「個々の要望にすべて応えていこうと、大変な努力」をしたと記されている（平賀 2012：55-59）。

インタビューでは、①活動拠点のある市との連携が行われ、指定管理を行う施設の一部が物資の保管場所となったこと、②物資は内閣府や企業から現物が届いた他、「何が欲しい」との連絡に対してはBさんが「あれが欲しいと言われたときに買えるような資金が欲しい」と答えて、全国の女性たちから資金を送ってもらい、できるだけ地元で購入したことが述べられた。また、取組を地元紙やラジオで広報したので、たとえば「避難所に入らないで、赤ちゃんをかかえて車の中にいるっていう人がカーラジオで聞いて（注文してきた）（引用部分の（ ）内は筆者による補足、以下同じ）」という例も多く、後半には口コミによって広がったため、地域的な偏りがあったと言う。

要望の品は、女性からは「お父さんの大きなズボンが欲しい」とか、秋

には「(仮設住宅への配布が夏布団だけだったため)家にはお年寄りがいて、もっとフカフカした布団に寝せて<ママ>あげたい」といった、「身近なことのケアをしているのは、やっぱり女性」と感じる内容であったと言う。「うちの子どもは〇〇のミルクしか飲まない<中略>それで子どもが飲まなくなっている」「自閉症の子どもを持っているお母さんが<中略>子どもがその(銘柄の)オムツでないと(排便が)できなくなってしまった」といった「個人に合うものを探すことが必要であった」(内閣府 2012: 17) 具体的な状況も語られた。一方、男性からの電話は少なく、あった場合も、グループ状態で避難しているところの代表者や地域の民生委員のような役割として必要な品を代弁する内容であったと言う。電話を受けると、依頼の品を揃え、原則3日以内に「そのどこそこのだれそれさん宛に」直接届けた。要望の品は時期によって変わっていく。石鹸、スキンケア用品から始まり、4月にはブラジャーの要望が増えた。それは「4月になって、(看護師・学校や保育園の先生等の)仕事に戻らなければいけない人たちが、ポロンとね、(支援物資にある)Tシャツだけを着るのが、なんとも嫌だ」と感じたことによる。次が口紅で、ファンデーション、まゆ墨と化粧品品の要望が増え、それ以外では自転車やミシン、秋には布団への要望が増えた。要望された「実にいろんな物」は、女性がケアの担い手として、生活者として、女性自身として、多様なニーズをもつことを示している。なかには、たとえばビューラーのように「私たちから見たら、えっ、なんでこんな大変な時にこんな物が欲しいのって思うような物」もあったが、用意できる物は、可能な限り送ったと言う。

3. 支援者の発言から考える個別の要望に応じた物資支援の意義

3.1 「見捨てられた境遇」に陥らせない支援

(自分のために選んでもらった物資と、段ボールでどんと来た物資では)喜びの度合いが違うような気がするんです。自分が、もしね、そういう立場になった時に<中略>(自分用に選ばれた物資は)「あ、

私向けにくれたんだ」っていう。「私のための物資なんだ」っていう。そういう受け取り方になるんじゃないかなあと。そのために、なんていうか、私たちも汗を流してやったっていう部分もある（Aさん）。

「私たちは、その人が何を必要としてるか、っていうことにどう応えられるかっていうことしか考えていません。だから、平等か平等じゃないかっていうことは、どうぞそちらでお考えください」っていうふうに言って（Bさん）。

内閣府は団体による支援活動について、男女別のニーズへの対応と捉える（内閣府 2012：17）。しかしAさんとBさんでは団体の活動実績や形態が異なるにも関わらず、自分たちの支援活動の特長として語ったのは、男女別のニーズへの対応という意義ではなく、「私のための物資」「その人の必要に応える」ことに焦点をあてた具体的な個人との関係性をもった支援であった点である。Aさんは活動報告においても、意思のキャッチボールができた方とでない、一方的な支援では意味がないとの考えを記している。被災者を個別の「私」として捉え応答する支援への拘りの背景には、今は支援する側にいる自分が支援される側にもなりうるという思いがある。だからこそ「段ボールでどんと来た物資」ではなく、個別の「私」に向けて選んだ品を届ける活動に「汗を流した」のだろう。Bさんも、電話をかけてきた「その人」への応答を公平性に優先させる。

ところで、齋藤は、アーレントの公共論を踏まえ、「見棄てられた境遇」とは、他者のアテンション、他者の応答が失われた境遇であるとする。それはまた、自ら自身からも見棄てられた境遇である。そのような境遇を避けるためには、一般的な他者すなわち「見知らぬ他者」との間の連帯ではなく、具体的な他者による応答が必要であるが、そうした他者の存在を自らは権利として求めることはできず、これを満たすのは、親密圏であると述べる（齋藤2008：115-116）。親密圏において人びとを繋ぐメディアは、それぞれの具体的な生への配慮や関心である（同：116）（下線は、原文では傍点）。個別の要望に対応する物資支援活動は、リクエスト票への回答や電話という行為から始まる関係であり、メンバーシップが閉じられてい

ないという点では公共性をもつが、それぞれの具体的な生に関心を寄せるという点では親密圏の性格を備えていた。

支援活動における具体的な生への関係性の重視は、物資支援に限らない。ボランティアは「生の固有性に寄り添う」ものとして描かれ（似田貝 2008、仁平 2012）、特に女性の支援者は、「一人ひとりに寄り添い<中略>その人のニーズを顕在化」（山屋 2013：24-25）、「“あなた”とか、“この方”とか、そういった個々人に焦点」（草野 2012：62）というように、具体的な生に焦点を合わせた支援の方針を強調する。支援する女性がこのような方針を重視するのは、「女性」が私的領域におけるケアの担い手として社会的に位置づけられ、具体的な生へのケアを担ってきた経験から、具体的な生のニーズが多様であり、その多様なニーズへの個別の対応が、被災者の支援に必要なだと知っているからだろう。

しかし、大規模避難所の女性スペースの利用状況の報告では、「フェミニズムの匂いがある」団体は、避難者から「ラディカル」に見え、距離を置かれていたと推察される（千葉他 2011：90）等、「具体的な他者によって」「関心を寄せられる」ことが必要であるにも関わらず、被災者が支援を得るのが困難な場合があったと考えられる。このため、ニーズを聴き取るのに、お茶のみサロン等の交流や女性だけの場の設定（池田 2012b：9）や、マッサージ・手芸指導等の女性を具体的に支えるサービスを媒介にする（竹信2012：95-96）等の工夫がなされたわけだが、「個別の要望を聞いて届ける」物資支援は、被災者と支援者が接点をもつ機会としても有効であったと考えられる。

「私」のための物資により、さらには自らの具体的な生に関心を寄せてくれる支援者との交流により、被災した女性は「見棄てられた境遇」に陥ることを免れたり、「見棄てられた境遇」から回復することができたのではないか。なかでも、電話による注文を受けたBさんたちの支援は、支援が届きにくい在宅被災者等にとって、大きな意義をもっていたと考えられる。

3.2 自分を取り戻すための支援

災害時の女性支援の報告では、化粧品を支援物資とすることへの反発の経験が語られることがある。Bさんの活動報告においても、化粧品については、「贅沢だ、こんな非常時に何を言っているかと一蹴」されたことが記されている（平賀 2012：58）。「女性のニーズ」が、ケアの受け手のニーズを内包しているからこそ普遍性があり支援が必要という理解からすると、ケアと無関係に見える化粧品への反発が強いことは頷ける。

内閣府調査では、当初は贅沢品とされた化粧品やクリーム類が、実際に使われると、肌荒れに悩む男性からも要望があったと報告する（内閣府 2012：17）。Aさんの活動報告では、「女性の化粧品は贅沢品」と言っていた男性たちが、その後「男だって髭剃りのフォームや剃った後につけるものが欲しい」と言い出したことが記されている（須藤 2012：84）。女性が要望した化粧品は、男性にとっても必要な生活用品であったという説明は、浅野が指摘したように「女性のニーズ」が③生活の質を向上させる生活者のニーズであったことの証となる。

しかし希望の色を選んだ口紅やメイクアップ化粧品も、同様に説明できるのだろうか。インタビューで、化粧品を提供することにどんな意味があると考えたのかを尋ねた。

女性にとって化粧品って、身だしなみ<中略>本にも書いてあったんですけど、あの、就職するために履歴書の写真撮る時に、ノーメイクじゃ恥ずかしいって。で、それって、やっぱり、裸で写真を撮ってるみたいだって<中略>男の人の考えてるようなとか、あの世間一般に言われているような化粧っていうのは、女の人にとってみれば、そんな特別なものじゃないっていう感覚なんじゃないかな（Aさん）。

口紅が欲しいって言われた時に、そうすれば元気で、たとえば学校の先生でしたけどさ、子どもの前に立てるんです、っていう言葉を聞いたときに、ああそうだろうなって、すごく納得しちゃった（Bさん）。

Bさん自身は化粧品は「なくてもいい」と言うが、口紅によって元気に

なれるという要望を「納得」して聞いている。AさんやBさんが化粧品を提供したのは、化粧が被災した女性にとって日常的な行為や社会的な役割を果たす装いであり、それがないと欠如を感じる事が共有されていたからだ。阪神・淡路大震災の時にも、非常時としての化粧自粛の風潮に対し、「化粧したっていいじゃん」(O・R 1996:15)と感じた女性はいたし、東日本大震災の被災地で「化粧品は戦闘服だ!」(藤川 2013:24)と言った被災女性のことも報告されている。化粧品は、性別に関わらず避難生活の質を向上させるスキンケア用品としての意味もあるが、それだけではなく、心理的な意味合いをもつ品なのだ。しかもそれは「まゆ毛を書くのだけは欲しい」とか「化粧水ならどこそこのナニでなければ」と多様であり、化粧品一式の提供で満たされるものではない。仮に被災した女性に一律に化粧品を配布したとすれば、それは災害時にも女性は化粧をするものだというジェンダー規範の押し付けとなるだろう。そうではなく、化粧品は女性自身の個別のニーズが象徴的に顕れる品であり、AさんやBさんは、色を選んだ口紅や個別の拘りが語られる化粧品を、被災した女性が自分を取り戻すプロセスに関わるニーズだと受け止めて、化粧品を提供したのだ。

女性自身の個別のニーズに応じた化粧品の提供は、被災女性が自分を取り戻すエンパワメントを支援したと考えられる。

3.3 「声を上げる大切さの学び」の機会提供

内閣府調査では、「個別に要望を聞いて届けるサービス」について、下着や化粧品等は、「個人に合うものを探すことが必要」で「それらを解消するため」(内閣府 2012:17)と活動の意義を説明する。しかしAさんは、活動報告において、「活動を通して私たちも避難所女性たちも、自分が困難な状況に置かれたときに『声を上げることの大切さ』を学んだ」と活動の意義を述べる(須藤 2012:88-89)。Bさんも、「本人にとってそれがほしいのだから、本人に届ける。それが女性のエンパワメントを支える基になる」(平賀他 2012:81)と報告する。支援した女性たちの「声を上げる大切さの学び」の機会の提供や「エンパワメントの支え」という活動

の意義の捉え方は、内閣府の捉え方とは異なっている。また、女性のニーズがケアの受け手のニーズを内包しており、女性への支援が生活弱者への支援となるという議論とも異なる。

確かに、必要な物資が不足するなか、欲しい物や自分に合った品の提供は被災した女性を元気づけるだろうが、それだけで「声を上げる大切さの学び」やエンパワメントをもたらすのだろうか。インタビューで、これらの意義について尋ねた。

声を上げてほしいという部分があったと思うんですよね。で、やっぱり、欲しいんだったら、ちゃんと自分で、自分が責任をもって、書いて、それを出してくれたら、私たちはそれに応えます<中略>自分の意思というものをちゃんともって、その時にこうだってなったら、こういうふうにしてって、なんか、こう、厳しい生活環境の中でも、ちゃんとした気持ちをもってもらいたい（Aさん）。

沿岸部はね、女の人は男の支え手の役割が徹底しているんですよ。特に漁業の中では。だから、その支え手として力を発揮することが良しとされていたのが、主体になっていくのにね、どういうふうに変わっていくのかなというのが、今、すごく大きな課題かな（Bさん）。

内閣府の調査報告は、女性のニーズが潜在化した背景を「女性が要望や意見を言うと、肩身が狭い思いをしたり、避難所等を出ていかなければなくなるといふ不安があり、言い出しにくかった」と指摘する（内閣府2012：17）。復興において女性の参画が推進される一方で、被災地で女性が声を上げることは容易ではない。ところで、スピヴァクが「サバルタンは語るができない」ということで意味していたのは、語ることと聞くことが一対になり、初めて言語行為は完成するもので、サバルタンは死を賭して語ろうとするときですら、聞いてもらうができないということである（スピヴァク 1999：85）。被災地の女性は、震災によって声を上げることが困難になったわけではなく、それ以前から自らのニーズをもたない／ニーズがあってもそれを主張しない存在として位置づけられていた。

そして、その位置づけに沿った役割を果たしていれば大きな問題に直面せずに過ごせた。震災後、女性が発言できなかったと言われる背景に、スピヴァクが述べる「語る―聞く」の言語行為、つまり、自らの声が聞かれ、応答を得るという経験の少なさがあり、たとえ「語ろう」としてもその声が聞かれないことで、言語行為が完成していなかったことが推察される。

Aさんは、グループ設立前に避難所訪問をした時「(意見を言うことは)やっぱり出来ないものなのかな」「助けてやるしかないのか」と思ったが、その後、避難所の女性たちがグループを作り、衝突や洗濯等の問題を解決したことを聞き、「女の人って強い」と思ったと言う。きっかけがあれば、声を上げることができる女性がいたのだろう。だからこそ、Aさんは、物資支援へのリクエストに応えることを通じて、「声を上げる」ことの意味に気づいてほしいと考え、それを実践したと考えられる。女性団体による支援活動は、被災した女性に自らの声が聞かれ、応答を得るという経験をもたらし、「声を上げる大切さの学び」の機会を提供した。

(ビューラーの要望があったときに)「えっそんな物ですか」って、思わず言いたくなったんだけど、「あっビューラーですね」って書き留めて<中略>それが無いと自分らしくないと本人が感じて、それが欲しいって思っているんだから、私たちが、今、こんなとき、そんなものいらないでしょ、っていう判断はすべきではないだろう<中略>ま、散々な議論があって、全て、全ての物を受け入れる (Bさん)。

ところで、「声を聞く」とはどのようなことなのだろうか。被災した女性の要望は、「納得」や「自分がそういう立場になったら」という共感をもって聞き取れるものばかりではない。人びとのニーズは多様であり、それを受け入れることは支援者に葛藤を生む。齋藤は「聴くこと」の政治として「聴くという行為は、おそらく見ること以上に、自らをヴァルネラブルにする行為である。というのも、聴くという行為は、他者の声を、言葉を、他者にとっての世界の受けとめ方を自らのうちへ引き入れる行為であり、他者と自己の間にある差異や抗争のみならず、自己と自己との間の

抗争をも露わにする行為だからである」(齋藤 2008:96)と指摘する。事実、Bさんは「今まで自分で理念的にわかっていた多様性」を「イヤというほどね、思わされました」と語る。しかし議論はあったが、Bさんの団体では、支援者が「こんなとき、そんなものいらないという判断はすべきではない」と、ニーズの判断を被災者自身に任せる方針を貫いた。

支援されることを通じて、被災した女性は、自らの声が聞かれ、応答を得るという経験をした。被災によって生じた自らのニーズを語り、それを聞く他者が存在することで、被災女性は、支援を要望しそれを受ける行為主体となった。支援者の「聴くこと」の葛藤を越えて実践された支援であるからこそ、物資支援が被災女性の「エンパワメントの支え」になったのだと言えよう。

この章では、支援者の発言に基づき、個別の要望に応じた物資支援が、①具体的な関係性をもつことで被災女性を「見棄てられた境遇」に陥らせない意義をもつこと、②女性自身のニーズに応じることで被災した女性が自分を取り戻す支援としての意義をもつこと、③被災女性の声を聴くことで「声を上げることの大切さの学び」の機会の提供や「エンパワメントの支え」としての意義をもつことを明らかにした。これらの意義は、備蓄品の拡充で達成できるものではない。次章ではさらに、「女性」の活動がもつ可能性について検討を進める。

4. 個別のニーズに応答する「女性」の活動の可能性

(「電話をかけた人にしか物がいかないのは不平等」との国会議員の批判に対し)「平等か平等じゃないかっていうことは、どうぞそちらでお考えください」というふうに言って<中略>欲しいとも言わない人のニーズなんて、どうやって把握するんですかっていうのは、私たちはニーズのあるところに必要な物を届けるってだけの発想しかなかったのだ。ただ、それができるのは民間だからだ<中略>官としてはね、こういう民間の力をどう使ってもらおうかっていうことに

対する、きちんとした方針が無ければだめなんだ（Bさん）。

高橋は、「災害とジェンダー／セクシュアリティ」を論じるなかで、以下のように主張する。さまざまな言説の中で、「共通のニーズ」は「生存」のために、生物学的な「生」を守るために不可欠なもので、それ以上は「贅沢」で優先度が低いもの、という位置づけを与えられることが、今回に限らずしばしばある。しかし、「独自のニーズ」ですら、その人の「存在」にとって不可欠なものである限り、必要であることを権利として要求できるはずだ、と（高橋 2012：28-30）。高橋が「独自のニーズ」として想定しているのは、セクシュアル・マイノリティや女性のニーズであり、本稿の例では、化粧品等、女性たちが要望してきたものであろう。もちろん男性も「独自のニーズ」があるだろうし、女性どうしだからといって「独自のニーズ」に共感をもつとは限らない。公共論では、「ニーズ」は公共的な対応を権利として要求しうるものであり、個人の欲求である「ウォンツ」とは区別される。つまり、当事者が望むものすべてが公共的な対応を権利として要求できるわけではなく、女性団体に個別に要望された「独自のニーズ」すべてが、いわゆる「ニーズ」であったかは不明である⁴。

では「ニーズ」と「ウォンツ」の区別は、誰がどのようにしてするのだろうか。生の必要は議論の余地のない所与ではなく、そもそも何が必要であるかをめぐって解釈の政治が存在する（Fraser 1989：161-189、齋藤 2008：106）。「ニーズ解釈の政治」について、齋藤は「行政の関心は、もっぱら、すでに公共的に承認されている必要を満たす資源を、誰にどれだけ分配するか、その資源をどこからどれだけ調達するかにのみあり、これまで必要として認めてこなかった事柄を必要として再定義することに消極的」で、「新しい必要解釈を対抗的に提起しようとする動きは、それを再び排除し、封じ込めようとする言説の諸力の抵抗に曝される」（同：106-107）と指摘する。高橋も「共通のニーズ／独自のニーズ」「必須／ぜい

⁴ 高橋も「独自のニーズ」が権利であるとは言え、すべての要求が即座に満たされるべき、ということの意味するのではないと述べる（同：33）。

たく」などの線引きは、恣意的で、それゆえに政治的なものであり、それはマジョリティの側からなされるであろうと指摘する（高橋 2012：28）。何が「ニーズ」であるかの議論の場はこれまで女性を排除してきており、被災の現場においても女性は無視されるか相対的に弱い発言権しかもっていなかった。ケアの担い手としてのニーズでさえも女性の声は聴かれ難い被災地の状況を踏まえると、女性の要望が、たとえ公共的な対応を権利として要求しうる「ニーズ」であったとしても、必要とされるタイミングで、承認を得ることは困難を極めたであろう。それゆえBさんは、個々の女性の要望が公共的に承認されるべきニーズかの議論よりも、実際の対応を優先した。つまり女性の要望が「ニーズ」として権利に翻訳される道のりは遠く、それを待っている、目の前の被災者を支援することなどできなかったのである。Bさんから筆者に最近届いたメールには、今回の支援活動は「社会の中で存在を無視され続けてきたものとしての抵抗であったかもしれない」と記されていた。支援者であるBさんもまた、「女性」として社会的に位置づけられ、その声を聴かれることの困難さを経験していたのだ。Bさんは活動報告において、支援活動を通じて「一人ひとりの求めるものが実に多様で」「一人ひとりの必要が満たされて初めて復興がかなう」ことに気づいた（平賀 2013：80）と述べる。活動は支援する女性にとって新たな気づきやエンパワメントをもたらしたと考えられる。

似田貝は、阪神・淡路大震災後に実践された「被災者の〈生の固有性〉の支援」に着目し、その問題を私的領域の問題としてとどめず、多くの人によって討議実践されるべき公共性の問題、新たに形成されるべき社会正義の問題として組み込むべきだと主張する（似田貝 2008：257）。これまでの公共論では、一般化された他者／具体的な他者をそれぞれ公的／私的に割り振り、「女性」を私的領域での具体的な他者のケアの担い手に位置づけ、具体的な他者の問題を公的な課題から排除してきた。ベンハビブは、一般化された他者と具体的な他者とを区別することは、道徳、政治理論にもろもろの問題を引き起こすことを指摘する（ベンハビブ 1997：193）。さらに、再生産が公共的なものになりつつある社会においては、実践的な討議は「女性化」されなければならない、実践的な討議の女性化は、

まずなによりも女性たちのジェンダーという文脈や根本的な意味の視点から、正義とよき生活、規範と価値、利害関心と欲求など、まだ吟味されていない規範的な二元論にたいして異議申し立てしていくことを意味していることも指摘する（ベンハビブ 1999：101）。

日本においても、21世紀に入り、「新しい公共」への関心が高まっている。「新しい公共」への政策的関心のあり様は、政権交代によって変化しているかもしれないが、関心の背景に再生産領域の変化による公共なるものの再編成（武川2013：18）があるとの指摘を踏まえると、新たな「公共」の創造は引き続き必要とされており、それは具体的な他者の問題に開かれるべきだろう。そしてそこでは「女性」の経験が必要とされるだろう。なぜならば、「女性」は私的領域におけるケアの担い手として社会的に位置づけられ、公共の課題から排除されてきた具体的な他者へのケアを担ってきており、その経験によって具体的な他者のニーズの多様性や、それが待たせることができないニーズであることを知っているからだ。言うまでもなく、女性がケアと結び付けられるのは本質的な特性によるものではない。しかし「女性」は具体的な他者へのケアの担い手と見なされ、実際、AさんもBさんも子育てや介護の経験をもち、団体の他のメンバーもケアの経験をもつ者がほとんどであった。

「新しい公共」は、「官」が公共を独占してきた日本において、市民団体・NPOをはじめとする多様な主体が担う点を「新しさ」として定義される。Bさんは、NPO法人の理事長としてこの「新しい公共」を担ってきた。Bさんの「官が民間の力を使うきちんとした方針」が必要だという指摘は、その立場からの、「公共」の再定義に向けた発言として理解することができる。新たに定義される「公共」において担い手の多様性が求められるのは、多様な生の固有性に対応するためである。災害は生の固有性を顕わにする。ここで取り上げた2つの団体による支援活動は、その多様な生の固有性に応答する実践であった。

「ニーズ解釈の政治」は、公共的な対応を権利として要求しうる必要の定義をめぐる争われるものであり、新しい解釈を提起する者は、その必要が、やがては民主的な意思形成—意思決定の手続きを経て、新しい権利

に翻訳されることを求めている（齋藤 2008：107）。公共的に承認されていなかった女性の「独自のニーズ」は、民主的な意思形成—意思決定の手続きを経て、新しい権利に翻訳されていくだろう。そしてこの定義をめぐる議論に向けて、これまで「語る」ことのなかった「女性」はエンパワメントを実現し、声を上げることを学ばなければならない。被災した「女性」を支援し得るのは、自らもまた「語る」ことが困難であった経験を持ち、声を上げることを学んだ「女性」である。レンツは、女性運動が創り出した「半公共圏」が「女たちの経験や声を『私』的領域から集め、それを『公』の思想や言説のなかに位置づけ直した」（レンツ 2013：285）と論じる。被災地における女性団体の物資支援活動もまた、親密圏と公共圏の性格を兼ね備えており、一つの「半公共圏」を創りだしていたと言えよう。支援者は要望された物資を通じて被災した女性の声を聴き、その声をシンポジウム等で報告したり記録として発信することで、「『公』の思想や言説」に位置づけ直そうとしている⁵。すでに内閣府が取りまとめた「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」においては、「多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査」が提案されている（内閣府男女共同参画局 2013b：13）。

とは言え、災害時に「独自のニーズ」を聴き、それに応答することは、公共的な対応を権利として要求しうる必要と翻訳されたわけではない。そして、公共的な対応を権利として要求しうる必要と位置づけられたものではないがゆえに、被災した女性の「独自のニーズ」を聴き、それに応答することは、支援する女性に葛藤を生じさせた。その葛藤を乗り越えて支援活動を行った女性の経験もまた、「『公』の思想や言説」に位置づけ直さなければならないだろう。こうして女性自身の個別のニーズに応答する支援活動の意義を「『公』の思想や言説」に位置づけていくことが、一般化された他者と具体的な他者を区別する二元論への異議申し立ての手掛かりになると考えられる。

⁵ 女性による震災記録活動について、木下・堀2017で検討し、記録が女性の震災経験を公共の課題とするために活用されていること、また私的なこととされてきた女性の経験を公的な課題とするための「言説の資源」となる可能性をもつことを論じた。

5. まとめ

東日本大震災後の被災地では、女性が必要とする物資が不足し、民間団体による物資支援がその不足を補った。その後、自治体や関係団体は、性別に配慮した品の備蓄や配布法の改善をめざしている。しかし、個別の要望に対応する女性団体の物資支援は、物資供給という意味を越え、①具体的な関係性をもつことで被災した女性を「見棄てられた境遇」に陥らせない、②女性自身のニーズに応答することで被災した女性が自分を取り戻す支援をする、③これまで「語る」経験のなかった被災女性の声を聴くことで「声を上げることの大切さの学び」の機会の提供やエンパワメントを支援するという意義をもつ。ここでは、被災した女性は女性自身として、ケアの担い手として、多様なニーズをもつ者として捉えられている。災害時の女性支援において必要なのは、女性のニーズをこのように捉え対応することだろう。そして「女性」がこのような支援活動を行い得たのは、具体的な他者へのケアを担ってきた経験によって、具体的な他者のニーズの多様性やその多様なニーズへの対応の重要性を知っていたからである。再生産が公共的なものになりつつある社会において、「女性」の担った震災支援活動は、具体的な他者の問題を排除しない新たな「公共」のあり方を拓く可能性をもつ。ただし活動の可能性を検討するには、ここであげた東日本大震災における支援活動の事例だけでは不十分である。事例を拡充しつつ検討を続けたい。

【参考文献一覧】

- 浅野富美枝 2012 「被災者支援と男女共同参画」みやぎの女性支援を記録する会『女たちが動く』生活思想社：170-192
- 2016 『みやぎ3・11「人間の復興」を担う女性たち』生活思想社
- ベンハビブ、セイラ 1997 「一般化された他者と具体的な他者」ジェイ編 竹内真澄監訳『ハーバースとアメリカ・フランクフルト学派』青木書店：171-214 (“Situating the Self: Gender, Community, and Postmodernism in Contemporary Ethics” Polity Press 1992)
- 1999 「公共空間のモデル」山本啓他訳『ハーバースと公共圏』未

- 来社：69-101 (“Models of Public Sphere” *Habermas and the Public Sphere* Calhoun, C(ed.) MIT Press 1992)
- Fraser, Nancy 1989 *Unruly Practices: Power, Discourse and Gender in Contemporary Social Theory* Polity Press
- 藤川佳三 2013 『石巻市立湊小学校避難所』竹書房
- 福島裕子 2012 「助産師の立場での女性支援」『女性の安全と健康のための支援教育センター通信』33：7-14
- 東日本大震災女性支援ネットワーク 2012 『東日本大震災における支援活動の経験に関する調査報告書』
- 平賀圭子 2012 「NPO法人参画プランニング・いわての被災者支援活動」『平成23年度NWEC国際シンポジウム災害復興とジェンダー』国立女性教育会館：55-59
- 2013 「災害から学んだこと」『NWEC実践研究』3 国立女性教育会館：73-85
- 平賀圭子他 2012 「シンポジウム 震災と女性」『フェミニストカウンセリング研究』10 フェミニストカウンセリング学会：80-104
- 池田恵子 2010 「ジェンダーの視点を取り込んだ災害脆弱性の分析」『静岡大学教育学部研究報告 人文・社会・自然科学篇』60：1-16
- 2012a 「災害リスク削減のジェンダー主流化」『ジェンダー研究』15 お茶の水女子大学ジェンダー研究センター：73-85
- 2012b 「女性の視点による被災者ニーズの把握」『国際ジェンダー学会誌』10：9-31
- 板倉有紀 2013 「東日本大震災における『支援』と『ケア』」『社会学年報』42：17-29
- 2016 「リスクをめぐる行為と個人の社会的属性」『社会学研究』98：115-135
- 加藤千穂他 2014 「東日本大震災における女性支援活動」『聖路加看護大学紀要』40：80-84
- 木下みゆき・堀久美 2017 「女性の震災記録をジェンダー視点からの防災政策に活かすには」『大阪大谷大学紀要』51：37-51
- キテイ, エヴァー-フェダー 2010 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』岡野八代他監訳 白澤社 (*LOVE'S LABOR:Essays on Women, Equality, and Dependency* Routledge 1999)
- 草野祐子 2012 「被災地からの報告」『災害復興 東日本大震災後の日本社会の在り方を問う』日本弁護士連合会編：60-66
- レンツ, イルゼ 2013 「フェミニズムにおける「私」と「公」のダイナミクス」

- 落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成』京都大学学術出版会：277-296
内閣府 2004 『平成16年版国民生活白書』
内閣府男女共同参画局（内閣府）2012 『男女共同参画の視点による震災対応状況調査』
——— 2013a 『東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査』
——— 2013b 『男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針』
仁平典宏 2012 「二つの震災と市民セクターの再編」『福祉社会学研究』9：98-118
似田貝香門編著 2008 『自立支援の実践知——阪神・淡路大震災と共同・市民社会』東信堂
野坂美穂 2014 「被災地支援活動における官民連携のあり方」『地域活性研究』5：337-346
G.C. スピヴァク 1999 「サバルタン・トーク」吉原ゆかり訳『現代思想 1999年7月号』：80-100
O・R 1996 「化粧したっていいじゃん」ウィメンズネット・こうべ編『女たちが語る阪神・淡路大震災』：15
千葉悦子他 2011 「ジェンダー視点からの災害・復興に関する総合的調査研究」『福島大学研究年報』：84-92
齋藤純一 2008 『政治と複数性』岩波書店
須藤明美 2012 「「えがおねっと」の活動」みやぎの女性支援を記録する会『女たちが動く』生活思想社：64-90
高橋準 2012 「救われるべきは“いのち”なのか」『論叢クィア』5 クィア学会：21-34
武川正吾 2013 「公共の新しさと「新しい公共」」『社会政策』5(1) ミネルヴァ書房：15-18
竹信三恵子 2012 「震災とジェンダー」『ジェンダー研究』15 お茶の水女子大学ジェンダー研究センター：87-98
山屋理恵 2013 「社会的包摂——ひとり親家庭にとっての「復興」」大沢真理他編『復興を取り戻す』岩波書店：20-29

本稿は、科学研究費女性事業基盤研究（c）26360037の成果の一部である。